



国語問題

はじめに、これを読みなさい。

1. この問題用紙は十七ページある。ただし、ページ番号のない白紙は、ページ数に含まない。
2. 解答用紙に印刷されている受験番号が正しいかどうか、受験票と照合して確認すること。
3. 監督者の指示に従い、解答用紙の氏名欄に氏名を記入すること。
4. 解答は、すべて解答用紙の所定欄にマーク、もしくは記入すること。所定欄以外のところには、何も記入しないこと。
5. マーク式問題の解答はすべて一つなので、二つ以上マークしないこと。
6. 字数が指定された問題では、特に指示のあるものを除き、句読点などの記号も字数に含む。
7. 解答は、必ず鉛筆またはシャープペンシル(いずれもHB・黒)で記入すること。
8. 解答は楷書で正しく記すこと。薄い文字や小さな文字、点画をつなげた文字など、あいまいな文字は不正解とする。
9. 訂正する場合は、消しゴムできれいに消し、消しくずを残さないこと。
10. 解答用紙は、絶対に汚したり折り曲げたりしないこと。
11. 解答用紙はすべて回収する。持ち帰らず、必ず提出すること。
12. この問題冊子は会場などに放置せず、必ず持ち帰ること。
13. 試験時間は六十分である。
14. マーク記入例

良い例	悪い例
	  

不正解になる文字の例

(衣) 衣
(点) 点
(召) 召

次に掲げるのは、法学者穂積八束（一八六〇〜一九二二）の文章である。筆者は、当時一般的であった、天皇制を護持する立場から、以下の文章を記している。この点に留意しつつ文章をよく読んで、設問に対する答えを、解答用紙の該当欄に記入、またはマークしなさい。

そもそも我が国民性は、古来不言実行にある。漢土言論の国とは異なること、古人も言うている。我が国ほど国体の鞏固なる国はない。また我が国ほど国体論の単純なる国もない。何がゆえに君主あるか、何がゆえに権力あるか等の問題を研究して、皇室を奉戴したのではない、子孫の父祖を崇敬するがごとくに、自然の情勢として、国民は皇位を崇敬し、その権力に服従し来たのである。これがまた知らず識らず、社会進化の理法に適し、民族結合の最善の要件をなしたのである。健康なる人は健康を談ぜざるがごとく、我は古来国体が鞏固であるから、国体論はなかつたのである。いずれの時代を問わず、国体論の盛んなるは慶すべきことではない。幕府の僭越ありて水府の国体論起り、遂に御維新の大業によりて大義名分を正した。また近く憲法の制定あり、国体の大本を明文に掲げ、再び疑議の余地なからしめたるに、今にして西洋の国体に心酔し、これを我に擬せんとする者あり、いたずらに紛議を醸すというに至りては遺憾の極みである。

およそ国の不幸は、国民がその国体につき一致の観念を失うより大いなるはない。我が数千年の歴史には、政治の大動乱も少なくないが、みな政体の争い、もしくは権勢の地位の争いであつて、いまだかつて皇位主権を疑つてこれを否認する論をなしたる者は一人もなかつた。これが何よりも我が歴史の尊きところである。しかるに何事ぞ、この聖世において、はじめて皇位主権否認の論を生じ、天皇は統治権を有したもうの主体にあらずと、直接に、露骨に、忌憚なく公言する者あるに至る。これをしも忍ぶべくんば、何事か忍ぶべからざらん。古は君辱めらるるときは臣死すと聞く。今の国民は、平然これを聴き流し、これもまた一説なりとしてあえて動かさず、かえつてこれを駁撃せんとする者を抑えんとす。言論の自由とはかくのごときものを指すのであるか。かくして国民の国体観念の上に亀裂を生ぜしめ、この三千年の旧国に向かつて今更のこのごとく、君主主義、民主主義の紛争を招くは、かえすがえすも思えば残念なることである。

愚痴を言うよりも救済方法が肝要である。二三異論学者を穴に埋めてみたところが、大勢には大なる影響はあるまい、罪は時勢にあるので、個人学者にあるのではない。今の学者は孤憤⁴千万人に当たたる勇氣あつて、これを論ずるのではない、多くは時勢に囚^とわれて時勢なみの事を言うに過ぎないのであるから、救済方法は時勢そのものに向かつてこれを施さねばならぬ。元来世人が時勢なるものを過当に崇拜し、是非を弁せず、これに屈服する風がある。ゆえに時勢とか輿論⁵とかいふものの真相を暴露するは、また救済の一策である。そもそも時勢とは何であるか。

政治家などは時勢または輿論ということに大いに重きを置き、これを神聖にして侵すべからざるもののように言いますが、これは多く政略であつて、これを捕えて解剖して試れば、大概秋空の浮き雲のようなものである。小生輩の一己の私言ではない、英国の歴史派の憲法学者メイン^{注2}、又はジェームズ・ブライスのごとき、その著書に右様に論じている。時勢または輿論は何であるか、一時の人心の傾向とは何であるか、すなわち流行である、流行は何によりて生ずるか、利害、正邪、真偽等の終極の研究より来るのではなく、全く偶発性の人間生來の模倣性の表現である。時勢とか輿論とかいふものは、旧派の政治論にては、これを個個人の人の独立の意見の多数投合なりという意味において尊重したものであつたが、事實は多くこれに反する。人間は独居静思するときと、群衆するときとは心理が異なるものであるから、いわゆる輿論をもつてただちに各人の欲するところと断ずることはできぬ。多数の意見が流行するのではなくして、多数が流行に襲われるのである。このゆえに往往にして人は油断すると、時勢輿論に欺かることがある。軽薄なる国体論、または政治論のごとき、時勢とか輿論とかいふも、必ずしも国民個個人の独立の意見の多数ではない。まずこの警戒を、国民全般に与うる⁶ことが、第一に必要である。時勢輿論という声に巻き込まれぬように戒めねばならぬ。一時の人心の傾向、すなわち時勢とか輿論とかいふ^ウソウ重の名称あるものも、多くは何等深き意義なく、ただ無意識の模倣によりて流行するのである。群衆心理の講釈は今さら小生が喋⁶喋するまでもない、^{みなじ}皆人の知る通りである。

人間は文明になればなるほど流行の奴隷となるものである。文明人は知識あり、独立創見に富むがゆえに、理由の究極によるのほか、うかうかと人の煽動などに乗るものであるまいと思ふのは、大いなる間違ひである。文明社会ほど流行に翻弄せら

るものはない。日本人も近頃文明となったから、西洋風に、時勢の前に膝を屈して盲従することを覚えた。元来これは人の天性である。政治家が政党を煽るのも、将軍が兵を戦場に駆るのも、教育家が善良なる風俗を多衆に及ぼさんとするのも、善悪ともにこの人間の弱点を利用するのである。この問題の場合、小生はいかに悲観しても、我が国民たる者一人なりとも皇位主権を否認するの確固たる独立見識を有する者はあり得ないはずであると考え。しかしこれをもって安心しているのは、いまだ時勢輿論の何たるを知らざるのである。ある人が小生の憂いは杞憂であるというが、杞憂ならんことを望む。しかし各人の意見を個々に問えば、みな大義を弁じているから、時勢輿論は必ず大義を謬るあやまようなことは断じてないと安心しているのは、旧式の論ではあるまいか。事實はさようにはまいらぬ、セキ日は新聞紙とか政党とかは輿論を表示するものと思われたが、今は輿論を製造する機械手段と見なされてある。人間は多数群衆の場合には、各人静粛を守るべきことは何人も知っているが、さてその人人が多数群衆すると喧騒に流れ秩序を失う。これが理外の理で、すなわち群衆心理の作用である。これが最も恐るべきところである。輿論は理において個々の独立の意見の多数の投合であるべきはずなれども、事實はしからず、かえつて多数が独立の意見を捨て、輿論に投ずること、各人が独立の趣味鑑識を捨て、流行を追うと同じことである。しかし政府および社会がこれをうち捨ておくと、時勢となり、輿論となり、群衆心理の作用にて、取り返しのつかぬ珍事を引き起こすかも知れぬ。社会の先覚者は時勢とか輿論とかいうものの前に膝を屈することをなさず、悪風潮に対してはどこまでも奮闘を続けねばならぬ。とかく今の人は、時勢とか輿論とかいえば、その名に恐れて失望するようであるが、理由のないことである。時勢は偶然些細の事から起るものであることを知れば、時勢を挽回するも、場合により容易なることもある。決して失望落胆すべきではない、時勢に反抗して鉄錘を下して邪説を粉碎する意気がなくてはならぬ。

注1 水府水戸藩のこと。皇室崇敬に根ざした水戸学は、幕末の尊王攘夷運動に大きな影響を与えた。

注2 メイン法学者ヘンリー・メイン(一八二二〜一八八八)のことであろう。イギリスにおける歴史法学派の祖といわれた。著書に『古代法』『民衆政治』などがある。

注3 ジェームズ・ブライス一八三八〜一九二二。イギリスの法学者・政治家。著書に『近代民主政治』などがある。

問1 傍線部ア「忌憚」の読みを、ひらがなで記しなさい。

問2 傍線部イ「二三異論字者を穴に埋めてみたところ」が「という記述には、「焚書」「儒」という故事が踏まえられている。空欄に入る適語を、漢字一文字で記しなさい。

問3 傍線部ウ「ソウ」、傍線部エ「セキ」を、それぞれ漢字で書きなさい。

問4 傍線部1「我に擬せんとする者」とは、どのような人物か。次の選択肢の中からもっともふさわしいものを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 自身の置かれた状況と比較して、西欧に憧れる者。
- 2 自国と比較して、その優劣をあげつらおうとする者。
- 3 自分の行為にも取り入れて、その実践を心がける者。
- 4 自国に当てはめて、その実現の可能性を模索する者。

問5 傍線部2の「しかるに何事ぞ」とは、どういうことか。次の選択肢の中からもっともふさわしいものを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 それだから、大したことではない。
- 2 それでも、何らかの問題はある。
- 3 それなのに、何ということだろうか。
- 4 それならば、どのような結果になるだろうか。

問6 傍線部3に関連して、「国体観念の上に亀裂を生ずる」とほぼ同内容の記述を、本文中から十三文字で抜き出し、その最初と最後の三文字を、解答欄に記しなさい。

問7 傍線部4「孤憤千万人に当たる」とは、どういうことか。次の選択肢の中からもっともふさわしいものを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 個人的な憤りに対して、大多数から批判を受ける恐れがある。
- 2 大多数の意見に対して、たった一人憤って異義を唱える。
- 3 多くの人びとの気持ち動揺させるような、激しい憤りを抱く。
- 4 異論を唱える少数派に対して、大多数が威圧的な態度で臨む。

問8 筆者が傍線部5のように考える理由を、「人間には 傾向があるから」の形で説明する場合、空欄に入る適切な記述を、本文中から十七文字で抜き出し、その最初と最後の三文字を、解答欄に記しなさい。

問9 傍線部6の「喋喋する」ともつとも意味の近い語句を、次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 鼓吹
- 2 概説
- 3 論駁
- 4 縷述

問10 傍線部7において、なぜ「今の人は「失望する」のか。その理由を、「時勢や輿論は であり、容易に覆せない」と考えているから」の形で説明する場合、空欄に当てはまる適当な記述を、本文中から十五文字で抜き出し、その最初と最後の三文字を、解答欄に記しなさい。

問11 次の選択肢の中から、筆者の主張に合致するものをひとつ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 時勢や輿論は、群集心理の産物であり、政治家は常にこれを顧慮せねばならない。
- 2 民主主義体制のもとでは、国体に関する議論も、盛んに行われるべきである。
- 3 個人的な思考を捨てて、時勢や輿論に追従しがちなのは、日本人の特性である。
- 4 日本の国情に合致しない西欧の国体論を、安易に議論の対象とすべきではない。

次の文章をよく読んで、設問に対する答えを、解答用紙の該当欄に記入、またはマークしなさい。

議會制度は突然に出来たのではなく、その前にもこれに似たものがあつた。それは級団制度である。これも亦君主の統治権の行使に対する一つの制限であつて、第十三世紀頃から欧州諸国に行われた。それは、特権ある階級に属する者が結んで団体を作り、その団体を仮に級団と名づけて置く——その団体が君主の統治権の行使に参与したのである。君主が租税を賦課するには、この級団の同意を求めねばならなかつた。場合に依つては立法についても亦右の同意を要したと云う。

この級団制度は一見議會制度に似て居るけれども次のことを考うると、その差異の大なるを知る。級団の任務と議會の任務とは全く違ふ。議會の任務は全体としての国民の利益を考量するにあるけれども、級団の任務はこれに属する階級の利益を考量するにあつた。従つて級団は、議會とは異なる一種特別の性質を有するものと考えられて居た。即ち、初めは、級団は、國家機関たるものではなく、それ自身、國家に対して独立の人格を有するものだとせられて居た。國家を代表する君主と級団とは、両兩対抗して、各自の利益を主張するものだと考えられて居た。

かくの如き二元的思想が國家觀念の發達を妨げ、従つて國家そのものの發展を害すること勿論であつて、この思想が、漸次緩和せられて、級団を國會機関と考うるの傾向を生じたのは、當然のことである。

級団制度は右の如く維持すべからざる思想に基づいて居るのであるが、しかも君主に対する制限の思想を根底とするものであるから、その点においては、立憲君主制度に傾いて居るのである。が、それから直接には、現代の立憲君主制度を生じなかつた。寧ろ再び専制君主制度に立ち戻つたのである。それは奇に似て奇ではない。全く、前に述べた如く、級団制度において、君主と級団とが互に對抗して居た結果に外ならぬ。即ちこの對抗の結果、君主が級団に打ち勝つたに過ぎない。そこで、第十六世紀から又一層極端なる専制君主制度が行われた。彼の有名なる仏王ルイ十四世が、「國家とは即ち朕である」と豪語したのは即ちこの時代である。しかしながら、かくの如き状況の永續し得べからざること勿論であつて、専制君主主義は英國において結局的に敗れて以来、歐大陸においても同じ末路に陥つた。かくて、専制君主制度に代わつて成立したものが即ち立憲君

主制度である。

それ故に、沿革的に云うときは、専制君主制度に対する制限君主制度としては、級団君主制度及び立憲君主制度の二種を示さねばならぬ。しかしながら、級団制度は、現今一般には既にその跡を絶つて居るのであるから、専制君主制度に対するものとして、直ちに立憲君主制度を挙げて差し支えない。

以上は西洋における立憲制度の沿革であるが、東洋では、右の如き沿革なく、その沿革の結果が、始めから行われて居る。

我が国は、級団君主制度の時代を経過することなく、専制君主制度から直ちに立憲君主制度に入った。即ち国民が君主の統治権の行使に参与する方法として、或る特権ある階級に属する国民の団体が、国家の利益に対して、自己の利益を主張するが為に、これに参与すると云う二元的思想^Aは起こらないで、一般の国民が、国家の利益を考量する為に、国家機関と為つて、これに参与すると云う思想が初めから起こつたのである。これは我が国の幸福であつた。この思想を法として示したものが、即ち大日本帝国憲法^Bである。

かく、一般の国民をして君主の統治権の行使に参与せしめねばならぬと云う法の原則、換言せば、君主が統治権の行使について、一般の国民の意思を問わねばならぬと云う法の原則は我が憲法で定まつたものであるが、しかしながら君主が統治権の行使について、一般の国民の意思を問うがよいと云う思想は、決して憲法に依つて始めて出て来たのではない。寧ろ、それは、古から東洋の君主道の真髓^注であつたと思う。

この事については、私はかつて元田永孚^{もとだながさね}先生の進講録を読んで非常に有益な教えを受けた。先生は『書経』舜典^{ひらき}「關^{ウラ}四明^{ウラ}明^{ウラ}」^C四目^{ウラ}達^{ウラ}四聰^{ウラ}」の「明四目達四聰」と云うを説明して、次の如く言うて居られる。「又明四目達四聰と云うて、凡そ天下の広き、人君一人の耳目を以て、悉く天下の事情を見尽くし、聴き届くることは、成り難き道理なり。故に、大舜は、一人の目、一人の耳を以てせられず、天下四方の耳目を以て、己の耳目と致され、四方の人民の見る所、聞く所、隱忌する所なく、直言する様に致され、四方の目を明らかにし、四方の耳を達せられしなり。故に四方の民情、漏るる所なく、大舜の耳目に達し、困苦

の状も、エン嗟の声も、誹謗の声も、善も、悪も、賢も、愚も、悉く朝廷の上に羅列して、何一つ壅蔽ようしやくのなき様に相成りし也。」と。又先生は、「四目を明らかにし、四聰を達すれば、天下一身となる。」とて、之を四門を開くことと併せて、実に天下を治むるの基本だとせられて居る。而して、その「しかれども、その賢才を挙げ（筆者曰う、これは元田先生の「關四門」の解である）、言路を開くの方法は一概にはあらず。輿論を發達せしむれば、全く四門を關いて四目四聰を達すると一般の旨趣なり。舜をして、当世に生まれしむれば、必ずこの議院法を設くる事もあるべし。」と云わるるに至りては、特に傾聴すべきものである。

又『孟子』を読む者は、その中に、君主が事を決するに当たつて、一部少数者のみの意見を聴くことを避けて、一般の国民の意見を聴くべきを力説してあることを知るであろう。「左右皆曰賢、未可也。諸大夫皆曰賢、未可也。國人皆曰賢、然後察之、見賢焉、然後用之。左右皆曰不可、勿聽。諸大夫皆曰不可、勿聽。國人皆曰不可、然後察之、見不可焉、然後去之。」左右皆曰可殺、勿聽。諸大夫皆曰可殺、勿聽。國人皆曰可殺、然後察之、見可殺焉、然後殺之。」これは全く古來儒家の説の如く、國家の政治は君主の **イ** すべきものでないと云う根本精神に基づくのであろう。しかれば、君主が統治権の行使について、一般の国民の意見を問うがよいと云う思想は、寧ろ東洋の君主道の特徴である。立憲主義は即ちこの君主道を法の原則とするものに過ぎないのである。

果してしかりとせば、何故に特に憲法と云う法を作るのか。君主道において既に、一般の国民の意見を問うとせらるるならば、それで十分ではないか。何人でも、少しく深く考えるときは、この問題に逢着するであろうが、又更に深く考えるときは、容易にこの問題に答え得るであろう。

君主が一般の国民の意見を問うことについて、特に憲法で規定を設けねばならぬ理由の主なもの、二つある。その一は、これに依つて君主が一般の国民の意見を問うの方法を一定して置くのであるが、これは別に説明するまでもない。その二は、これに依つて、如何なる君主の時代でも、一樣に、一般の国民の意見を問うと云う結果を、生ぜしめようとするのである。既に君主道において、君主が一般の国民の意見を問うがよいとせば、多くの君主はこの君主道を守るであろう。殊に我が国の如

きにおいてはそうである。しかしながら、国家は、いつでも明君のみの出現を待ち受け得るものではない。特に、一般の国民の意思を問うことを望まざる君主を戴くと云う場合も考えられる。これは、一般に云ったのであるが、君臣の義や情の特別な我が国といえども、独りその例外を為すものだと云えない。ここにおいてか、我が国においても、かの君主道を永久に維持しようと思ふならば、その君主道を法の原則とするの必要が出て来るのである。即ち従来は、右の君主道は、寧ろ君主一個の心得とも云うべきものであつたが、憲法の制定と共に法の上の義務となつた。それ故に仮令③一般の国民の意思を問うことを望ませられざる君主といえども、これを問われねばならぬ。かく考え来ると、凡そ明君に向かつては、憲法があつても、なくても、同じことであるが、しかしながら、世界常に明君の出ずることを必とし難いから、如何なる君主の下であつても、君主道の行われるようにするのが、即ち憲法の目的である。

(佐々木惣一の記事による)

注1 ルイ十四世Ⅱ一六三八〜一七一五。フランス王(在位二六四三〜一七一五)。ブルボン王朝最盛期の王。

注2 元田永孚Ⅱ一八一八〜一八九一。漢学者。明治天皇の侍講・侍補を務めた。

注3 壅蔽Ⅱふさぎおおうこと。「壅蔽」に同じ。

問1 傍線部①「漸」・③「仮令」の本文中での読みを、現代仮名遣いのひらがなで記し、傍線部②「エン」を漢字で書きなさい。

問2 傍線部ア『孟子』は、儒学の經典のなかで特に重要とされる「四書」のひとつである。「四書」には、『孟子』のほかに、『論語』、『中庸』があるが、あとひとつは何か。その書名を漢字二文字で記しなさい。

問3 空欄

イ

に当てはまる漢字一文字を、本文中から抜き出して記しなさい。

問4 次の一文は、いずれかの段落の最後に置かれていたものである。この文が入るべき位置の直前の五文字（ただし、句点を除く）を、解答欄に記しなさい。

しかれば、立憲主義を以て、東洋の固有の君臣の関係を破壊するものであるかの如く考うるは大いなる誤解ではあるまいか。

問5 傍線部Aの「二元的思想」に基づく政治体制が、長期的な安定をもたらさなかったのはなぜか。□だから□の形で説明する場合、空欄に入る適当な記述を、本文中から二十七文字で抜き出し、その最初と最後の三文字を、解答欄に記しなさい。

問6 傍線部B「大日本帝国憲法」が發布される以前において、東洋の君主道とはどのような性質の規範意識であったか。本文中から七文字で抜き出して、解答欄に記しなさい。

問7 傍線部C「有益な教え」とはどのようなものか。次の選択肢の中から、もつともふさわしいものを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 四門を關いて四目四聰を達するという君主道の根本精神が、東洋の為政者の間で絶えず受け継がれてきたこと。
- 2 東洋においては、国民の意思が尊重されていて、憲法制定以前から議院法による政治制度が確立していたこと。
- 3 国民主権を基盤とする儒教道徳に基づき、君主が広く国民から意見を求める立憲君主制度が取られていたこと。
- 4 東洋においては、君主が統治権を行使する際に、国民の意見を尊重する考え方が原則的に是とされていたこと。

問8 傍線部D「左右」の本文中における意味としてもっともふさわしいものを、次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 君主の近臣たち
- 2 賛成派と反対派
- 3 左大臣と右大臣
- 4 国政の諮問機関

問9 傍線部E「国人皆曰賢」然後察之、見賢焉、然後用之の内容としてもっともふさわしいものを、次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 国中の人が賢人だと考える人材に対し、君主は能力にふさわしい待遇を用意する必要がある。
- 2 国民が賢人だと認めた人材に対し、君主自身もその能力を吟味した上で登用する必要がある。
- 3 国家運営の際には、国民のなから優れた人材を抜擢するための法整備を進める必要がある。
- 4 人材登用の際には、君主は国民がその人物の力量を見定めるための機会を設ける必要がある。

問10 本文の内容と合致するものを、次の選択肢の中からひとつ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 特権階級から構成される級団は、租税の賦課や立法など、君主の統治権に参与する国家機関だった。
- 2 「關四門」とは、国民全員の意見に耳を傾けることであり、東洋の君主道の真髄もまたそこにある。
- 3 東洋の君主道は民主政治を理想とするが、理想通りにならないこともあるので、憲法は必要である。
- 4 特権階級による利益追求と国民による統治権の参与という二元的思想により、級団制度は失敗した。

次の文章をよく読んで、設問に対する答えを、解答用紙の該当欄に記入、またはマークしなさい。

本野が原に打ち出でたれば、四方の望みかすかにして、山なく岡なし。秦甸の一千余里を見渡したらん心地して、草土ともに蒼茫たり。月の夜の望みいかならんとゆかしく覚ゆ。茂れる笹原の中に、あまた踏み分けたる道ありて、行く末も迷ひぬべきに、故武蔵の司、道のたよりの輩に仰せて植ゑおかれたる柳も、いまだ陰とたのむまではなけれども、かつがつ、まづ道しるべとなれるもあはれなり。

唐土の召公爽は周の武王の弟なり。成王の三公として燕といふ国をつかさどりき。むかしの西の方を治めし時、ひとつの甘棠のもとをしめて政を行ふ時、司人より始めてもろもろの民にいたるまで、その本をうしなはず、あまねく又、人のうれへをことわり、重き罪をもなだめけり。国の民こぞりてその徳政をしのぶ故に、
 へて伐らず、歌をなんつくりける。

後三条天皇、東宮にておはしけるに、学士実政任国におもむく時、「国の民たとひ甘棠の詠をなすとも、忘るることなかれ、多くの年の風月の遊び」といふ御製を給はせたりけるも、この心にやありけん、いみじくかたじけなし。

かの前の司も、この F のあとを追ひて、人をはぐくみ物をあはれむあまり、道のほとりの往還のかけまでも思ひよりに植ゑおかれたる柳なれば、これを見ん輩、皆かの F をしのびけん国の民のごとくにをしみ育てて、行く末の陰をたのまんこと、その本意は定めてたがはしとこそ覚ゆれ。

裁多おきし主なき跡の柳はらなほその陰を人やたのまん

『東関紀行』による

注1 故武蔵の司＝鎌倉幕府の執権を務めた北条泰時。武蔵守の在任は一二一九年～三八年。

注2 成王＝武王の子。召公の甥にあたる。

注3 三公Ⅱ周代の最高の官名で、太師・太傅・太保の総称。

注4 甘棠Ⅱやまなし。

注5 歌をなんつくりけるⅡ『詩経』国風・召南「蔽芾^{ケル}甘棠^ハ、勿^レ剪^ル勿^レ伐^ル、召伯^ノ所^ニ芟^ヤ」(蔽芾たる甘棠は、剪る勿れ、伐る勿れ、召伯の芟りし所)とあるのを指している。

注6 学士Ⅱ東宮の補導教育係。

注7 実政Ⅱ藤原実政。一〇六四年に甲斐守として赴任した。

問1 傍線部A「秦旬の一千余里を見渡したらん心地して」は、『和漢朗詠集』に収められた、「秦旬之一千余里、凜凜^{フル}氷鋪^{シテ}けり」という詩句を踏まえた表現である。『和漢朗詠集』の撰者を、次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 菅原道真
- 2 紀貫之
- 3 藤原公任
- 4 西行

問2 傍線部B「ゆかしく覚ゆ」の解釈としてもつともふさわしいものを、次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 何とか月夜の評判を聞いてみたい
- 2 この地の月夜の景色を見てみたい
- 3 今夜が素敵な月夜であってほしい
- 4 月夜の美しさに心打たれてほしい

問3 傍線部C「茂れる」の「る」と文法的説明が同じになる用例を、次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 袖ひちてむすびし水のこほれるを春立つけふの風やとくらん『古今和歌集』
- 2 わがやどの影ともたのむ藤の花立ち寄り来とも浪に折らるな『後撰和歌集』
- 3 時雨れつる真屋の軒端のほだなきにやがてさし入る月のかげかな『千載和歌集』
- 4 夏草のかりそめにとてこしやども難波の浦に秋ぞくれぬ『新古今和歌集』

問4 傍線部D「かつがつ、まづ道しるべとなれるもあはれなり」の解釈としてもっともふさわしいものを、次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 不満なまま道標にされてしまっているのは気の毒だ。
- 2 どうにか道標になっているのは心動かされることだ。
- 3 何はともあれ道標となっているのはかわいらしい。
- 4 立派な道標になりえているのは何ともありがたい。

問5 傍線部E「あまねく又、人のうれへをことわり」の内容としてもっともふさわしいものを、次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 厳格な法を定めて人人の心配事を取り除いたこと。
- 2 取り上げるまでもない訴状を正当に棄却したこと。
- 3 人民が犯した過ちに対して弁解をしてあげたこと。
- 4 人人の訴えを広く聞き届けて正しく裁定したこと。

問6 三つの空欄

F

に共通して入る漢字二文字を、本文中から抜き出しなさい。

問7 傍線部G「国の民たとひ甘棠の詠をなすとも」の解釈としてもつともふさわしいものを、次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 風光明媚な任務先の景色を前にして、実政が現地を気に入っても
- 2 甘棠にちなんだ故事に精通するほどに、領地内の民度が高くても
- 3 実政が仁政をしくよう心から願って、人人が甘棠の詠をうたっても
- 4 国司として善政を行うことにより、赴任先の人人が実政を慕っても

問8 傍線部H「救急おきし主」は誰のことを指しているか。次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 故武蔵の司
- 2 召公
- 3 後三条天皇
- 4 実政

問9 傍線部I「その陰を人やたのまん」の説明としてもつともふさわしいものを、次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 柳の姿に目を慰められることと、柳が案内者がわりに道標の役を果たしていることとを掛けている。
- 2 立派な柳に育つのに必要な光を求めることと、柳を見守る管理者を求めていることとを掛けている。
- 3 柳の木陰の下で憩うことと、休息をとった人が柳を植えた人の恩恵にあずかることとを掛けている。
- 4 生気ない柳を見て悲しく思うことと、悪政によりやつれていく人人の姿を嘆くこととを掛けている。

問10 本文の内容と合致するものを、次の選択肢の中からひとつ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 作者は、視界を遮る山などが無い本野が原の景を前にして興趣を催した。
- 2 召公は、燕でも西の地でも人民から絶賛される裁きをし、仁政をしいた。
- 3 後三条天皇は、善政を行うには雅な心を持たなければならないと戒めた。
- 4 実政の情味溢れる政治に心を打たれ、人人は自ずと甘棠の詠をうたった。

